

登山届は、登山アプリ「コンパス」「YAMAP」などが認められ、勿論登山ポストもOK。

▲群馬県 谷川岳遭難防止条例

目的：谷川岳における岩場地帯の登山に関し、登山者の守るべき事項を定め、登山届を、登山する日の10日前までに提出させることにより、登山者の遭難を防止する。

規制期間 3月1日から11月30日まで【冬山の期間を除く期間】

適用区域 谷川岳(1,977m)における岩場地帯【危険地区を指定】

指示 必要と認める指示事項があるとき、記載して届出者に交付する。

一般的禁止：3月1日から11月30日までの間に、著しく危険があると認めたときは、期間・地区を指定して登山を禁止することができる。(2025年は、3月17日(月曜日)から4月25日(金曜日)までの40日間であった)

罰則：禁止区域登山者・未届出登山者には3万円以下の罰金 第6条：12月1日から翌年2月末日まで(冬山の期間)は、危険地区に登山しないように努めなければならない。

補足情報：※天神尾根や西黒尾根等の一般コース登山者は、事前の登山届の提出は不要です。登山カードを提出してください。

詳細：下記サイトから情報を入手

◎ [谷川岳登山指導センター - 群馬県ホームページ\(観光リトリート推進課\)](#)

▲富山県 登山届出条例

目的：登山者に登山届を、登山する日の20日前までに提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資する。

規制期間：12月1日から翌年5月15日まで【冬期を中心とした積雪期】

適用区域：剣岳(2,999m)周辺の山岳地帯【危険地区を指定】

勸告：届出の内容が不相当と認めたとき、届出者に必要な勸告を行うことができる(規則等により、勸告の基準を明示)。

罰則：未届出登山者には5万円以下の罰金又は科料

努力義務：登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

詳細：下記サイトから情報を入手

◎ [登山計画書等提出先\(12月～3月\) | 富山県警察](#)

▲長野県 登山安全条例

目的：登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定めることにより、日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、もって登山者の長野県への来訪及び滞在を促進し、長野県の観光の振興に寄与する。

下記の長野県内の指定登山道を通行する際には、登山計画書の提出が必要となる。

北アルプス	白馬岳、唐松岳、鹿島槍ヶ岳、燕岳、常念岳、槍ヶ岳、穂高岳、乗鞍岳、焼岳など
中央アルプス	木曾駒ヶ岳、宝剣岳、空木岳、恵那山など
南アルプス	甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、塩見岳、荒川岳（前岳）、赤石岳、光岳など
八ヶ岳	蓼科山、北横岳、天狗岳、赤岳、阿弥陀岳など
志賀・苗場	岩菅山、苗場山、鳥甲山など
戸隠	高妻山、戸隠山、飯縄山、黒姫山など
上信国境	根子岳、四阿山、浅間山（前掛山）、黒斑山など
奥秩父	甲武信ヶ岳、金峰山、小川山など
御嶽山	御嶽山

遵守事項に次の3点を挙げている。

- ・山岳の特性を知り周知な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- ・季節及び気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。
- ・登山者が登山を安全に楽しむための知事が定める指針。

補足情報：岐阜県では、北アルプス地区、御嶽山、焼岳、白山において登山届の届出を義務化しています。なお、北アルプス地区、御嶽山、焼岳については、長野県に登山計画書を提出した場合も岐阜県に届け出たとみなされます。**※罰則（過料）規定あり。**

詳細：下記サイトから情報を入手

◎[長野県登山安全条例／長野県](#)

▲岐阜県 北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（登山届提出義務）

目的：届出を行うことにより、登山者自身による事前準備の徹底、及び山岳遭難の防止を図る。**義務期間：** 通年

適用区域：岐阜県北アルプス地区、活火山地区（御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳）

罰則：岐阜県北アルプス地区12月1日から4月15日、火山地区通年で罰則対象

詳細：下記サイトから情報を入手

[山岳遭難防止条例 - 岐阜県公式ホームページ（防災課）](#)

▲石川県 白山における火山災害による遭難の防止に関する条例

目的：この条例は、白山の活火山地区（火口域から4kmの範囲）へ登山する者に対して登山の届出を義務付けることで、登山者による事前準備の徹底を促し、火山災害による遭難の防止を図ること。

適用区域：白山の活火山地区（火口域から4kmの範囲）[白山の活火山地区（PDF：923KB）](#)

罰則：登山届未提出又は虚偽の登山届で登山した者は5万円以下の過料。

詳細：下記サイトから情報を入手

条例・施行規則

[石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例 \(PDF : 85KB\)](#)

[石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則 \(PDF : 66KB\)](#)

◎[白山の登山届の提出の義務化について | 石川県](#)

▲**福井県 白山における火山災害による遭難の防止に関する条例 (登山届提出義務)**

岐阜県および石川県の登山道から登山する方だけでなく、福井県側の登山道から登山される方も提出義務化の対象となりましたので、対象のエリアに登山される方は、必ず登山届を最寄りの警察署等に提出してください。

適用区域：白山の活火山地区（火口域から4 kmの範囲）[白山の活火山地区 \(PDF : 923KB\)](#)

罰 則：登山届未提出又は虚偽の登山届で登山した者は5万円以下の過料。

詳細：下記サイトから情報を入手

◎[【火山防災】白山に登山する際の登山届の提出について | 福井県ホームページ](#)

※詳細については、岐阜県・石川県のホームページをご覧ください。

▲**山梨県 登山の安全の確保に関する条例**

目 的：自らの安全は自らが守るという登山者の意識の高揚を図ること等により、県の観光の振興を図りつつ、県の山岳における登山の安全の確保に寄与することを目的とする。

義務化期間：12月1日から翌3月31日

指定区域：富士山（富士山の山梨県側のうち、標高3,000m以上）

南アルプス（鋸岳、甲斐駒ヶ岳、アサヨ峰、鳳凰山、仙丈ヶ岳、小太郎山、北岳、間ノ岳、農鳥岳、笹山、笹ヶ岳）、八ヶ岳（赤岳、権現岳、編笠山）※[指定区域の詳細はこちら](#)。

勸 告：条例第八条で、知事は、届出に係る登山の安全の確保を図るために必要なときは、登山計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告できる。

詳細：下記サイトから情報を入手

[山梨県／山梨の登山・山岳情報ポータル](#)

▲**新潟県 焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例**

目的：糸魚川市及び妙高市の区域に位置する新潟焼山が、爆発その他の火山現象を繰り返す火山であることから、新潟焼山への登山者から登山の届出をしていただくことにより、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的

摘要区域：新潟焼山（山頂から2キロメートル以内）

罰則：警告に従わない者は、5万円以下の過料

条例 [新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例 \(PDF\)](#)

詳細：下記サイトから情報を入手

◎[新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例について - 新潟県ホームページ](#)